二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

**○厚生労働省令第百三十八号**

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二十七号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十四条、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第十二条第一項及び精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

## 省令

社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

**第一条**　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）<br>**第六条の二**　（略）<br>2　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万六千二百三十円とし、前項に規定する場合にあつては一万六千八百四十円とする。<br>**附　則**<br>（介護福祉士試験に関する経過措置）<br>**第一条の三**　第二十二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「を修了した者」とあるのは「を修了した者、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四に定める介護過程（以下この項において「介護過程」という。）を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四の二に定める介護過程Ⅲ（以下この項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者」と、「を修了した日」とあるのは「を修了した日、介護過程を修めた日又は介護過程Ⅲを修了した日」と読み替えるものとする。 | （令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）<br>**第六条の二**　（略）<br>2　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万三千二十円とし、前項に規定する場合にあつては一万三千九百八十円とする。<br>**附　則**<br>（新設） |

（特定組合出資の申込みに係る添付書面）

**第十四条の十**　［略］

（特定組合出資の申込みに係る添付書面）

**第十四条の七**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この命令は、令和三年九月一日から施行する。